

居宅介護支援事業所 各位
高齢者総合相談センター 各位

令和7年3月10日
高齢者福祉課
介護保険課

暫定ケアプラン作成時における運用について

1. 暫定ケアプランの対象者について（以下の要件をすべて満たす者）
 - ① 要介護（要支援）認定申請（新規・更新・変更含む）中の者
 - ② 要介護（要支援）区分が決まる前に、暫定サービスを利用する必要がある者
 - ③ 要支援・要介護認定のいずれの結果が出るか判断できない者

 2. 上記対象者に対する運用について
 - ① 居宅介護支援事業所は、暫定ケアプラン作成の前に地域包括支援センターに連絡し、上記1の要件に合致するか双方で確認する。地域包括支援センターの指示、協力のもと、居宅介護支援事業所で暫定ケアプランを作成すること。
 - ② 暫定ケアプランに訪問介護・通所介護の利用を位置づける場合、利用者の意向を尊重しつつ、可能な限り A2・A6 サービスを提供している事業所を選定(※1)すること。
 - ③ A2・A6 サービスを提供している事業所を選定した場合は、「訪問介護又は介護予防訪問事業（A2）」、「通所介護又は介護予防通所事業（A6）」として暫定ケアプランを作成し、利用者の同意を得ておくこと。
 - ④ サービス担当者会議には居宅介護支援事業所とともに地域包括支援センターが参加できるよう事前に地域包括支援センターと調整すること（参加が難しい場合は照会も可）。
 - ⑤ 暫定ケアプラン作成後は、ケアプランの写しを地域包括支援センターに提出すること。
 - ⑥ 認定結果が要支援だった場合は、地域包括支援センターから、委託先の居宅介護支援事業所が記載された介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を、要介護だった場合は、居宅介護支援事業所から、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書を速やかに提出すること。
- ※1 A2・A6 サービスを提供していないサービス事業所を選定し、認定結果が要介護以外だった場合、当該事業所で提供していない A2・A6 サービスの費用については全額自費となります。

3. 介護予防支援指定の居宅介護支援事業所が暫定ケアプランを作成する場合について

上記項番1、2の運用を原則とするが、そのうち2. ④及び⑥については下記のとおりとする。

2. ④について

暫定ケアプランについて、地域包括支援センターが事前確認を行っている場合は、地域包括支援センターのサービス担当者会議出席は必須ではない。

2. ⑥について

認定結果が要支援の場合は、利用者の意向を確認した上で、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの類型に応じて、居宅介護支援事業所もしくは地域包括支援センターが介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書を速やかに提出すること。

以上